

公共事業の再評価に係る対応方針

令和6年4月1日
八千代町

八千代中央土地区画整理事業については、八千代町公共事業再評価委員会の意見具申を踏まえ、次のとおり対応方針を決定する。

対応方針

本事業を継続とする。

理 由

八千代中央地区は本町における中心市街地として位置付けられた地区であり、本土地区画整理事業は、当地区の中心市街地としての機能を高めるべく、総合的な公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、本町の中心部にふさわしい健全な市街地の造成を行うものである。特に都市計画道路5路線と街区公園の整備に併せて、商業地や住宅地の整備を行うことは、関係権利者をはじめとする多くの町民から大きな期待が寄せられている。

当地区が、町の中心部に位置することから事業による移転家屋が多いため、権利調整や移転補償等に時間を要すること等により、事業が長期化しているが、本事業が当町の発展に寄与する事業効果はきわめて大きなものが期待できるものである。

配慮すべき事項

本事業の継続にあたっては、中心市街地の発展と活性化を基本にすえて、事業に対する町民の理解と事業効率性の向上に努める。また、都市計画道路等の重点的・効果的な事業推進を図り、事業効果の早期発現・早期完成によるまちの魅力向上を図る。